

**2022年度募集
JICA開発協力人材育成事業
募集要項**

**応募締切
2022年9月30日(金)**

**独立行政法人 国際協力機構
人事部**

目次

1. 事業内容	2
2. 募集分野	2
3. 対象となる海外の教育・研究機関等(研修機関)	3
4. 待遇等	3
5. 応募資格・条件	4
6. 応募方法	5
7. 選考の流れ	9
8. 履行事項	9
9. JICAによるコンサルテーション	10
10. 研修の中止及び研修経費の返還について(重要)	11
11. 開発協力人材育成事業に関する FAQ	12
別表 留学先地域による滞在費月額	15

2022年度募集 JICA開発協力人材育成事業 募集要項

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています。「信頼で世界を繋ぐ」というビジョンを掲げ、多様な援助手法のうち最適な手法を使い、地域別・国別アプローチと課題別アプローチを組み合わせ、開発途上国が抱える課題解決を支援しています。

開発途上国からの協力要請はますます多様化、高度化しており、それら開発途上国のニーズに対応するために高い専門性を持った人材の育成が急務となっています。当機構ではJICA事業の専門家等として開発途上国における国際協力事業に参画頂く人材の育成と確保に努めています。

開発協力人材育成事業（以下「本事業」といいます。）は、こうした人材育成の一環として、日本が開発途上国に派遣する専門家等として将来にわたり活躍することを志向する方々を対象に海外の大学院進学及び当機構事業への参画を通じ、専門能力のさらなる向上を支援するものです。

このたび、当機構は、以下の要領で2022年度の開発協力人材育成事業研修員（以下「研修員」といいます。）を募集します。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

1. 事業内容

本事業は、将来にわたり開発協力業務に従事する意志を有する個人に対し、海外の教育機関等における学位取得機会を提供することで、開発ニーズが高い分野において、当機構が実施する事業の中核を担う高度専門人材の育成を行うことを目的としています。そのため、当機構が指定する分野及び当機構が承認する研修機関にて、博士課程（3年以内）又は修士課程（2年以内）に在籍し、学位を取得した後は、当機構事業に一定期間以上（研修終了後5年以内に36月以上）参画していただく事を想定しています。

2. 募集分野

2022年度は、以下の分野で募集します。なお各募集分野の詳細は[こちら](#)からご覧ください。

- (1) 公共財政管理（博士・修士1名）
- (2) 開発におけるデータ・デジタル活用（開発におけるデータサイエンス、情報システム）（修士、1名）
- (3) 大学運営管理（修士、1名）
- (4) 教育（博士、1名）
- (5) 保健医療（保健政策・財政）（博士、1名）
- (6) 保健医療（感染症対策）（博士、1名）
- (7) 家畜衛生（博士、1名）
- (8) 農業バリューチェーン（修士、1名）
- (9) 栄養改善（食と農業）（修士、1名）
- (10) 稲作（バリューチェーン開発）（修士、1名）

- (11) 観光開発(修士、1名)
- (12) 起業家支援(修士、1名)
- (13) 都市マネジメント(博士・修士、1名)
- (14) 都市公共交通推進(EV,DX,ICT,MaaS等の新方策)(博士、1名)
- (15) 鉱物資源開発・管理(博士、1名)
- (16) 自然災害リスク削減(防災)(博士・修士、1名)
- (17) 気候変動対策(博士・修士、1名)

3. 対象となる海外の教育・研究機関等(研修機関)

- (1) 原則1人1機関とし、本人の申請をもとに研修課題/到達目標や当機構の事業との関連性などを総合的に勘案し、当機構が審査した上で決定します。
- (2) 対象は、大学院等の教育・研究機関における博士課程又は修士課程(学位取得のための正規課程)とし、学部卒業者を対象としたDiplomaコースなどは対象外とします。
- (3) 上記教育・研究機関等が所在する国は本邦を除く全世界とします。ただし、下記受講最終決定審査時点で、外務省の「海外安全ホームページ」の海外安全情報又は感染症危険情報のうち「レベル2:不要不急の渡航を止めてください。」以上に相当する国に渡航を想定している場合は、本事業に参加する資格を失う場合があります。ただし、新型コロナウイルス感染症にかかる特別措置として「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航にかかる誓約書」を提出することで、本事業の研修員として、感染症危険情報レベル2及びレベル3の国への渡航を認めることとします。なお、感染症危険情報レベル4は本特別措置の対象外とします。なお下記記載の域外研修の渡航先についても、原則、上記と同様としますが、これを越えるレベルの国に渡航したい場合は、別途当機構へご相談ください。
- (4) 研修期間は、上記教育・研究機関等が実施する正規課程を受講するための期間とし、学位区分に応じて、下記の期間の範囲内とします。
 - ・ 博士課程 3年以内
 - ・ 修士課程 2年以内
- (5) 研修期間全体、或いは大半の期間をインターン/OJT実習に充てることはできません。しかし、大学の休暇期間等を利用した国際機関などにおけるインターンについては推奨します。(なお、インターンを実施する場合、インターン実習計画書の内容や受入許可書の記載内容などを当機構が審査します。本事業の研修内容と大きく異なる場合承認されない場合がありますので、ご注意ください。)
- (6) 海外の教育機関に関する情報は、下記ホームページからも入手可能です。
 - ・ Petersons → URL: <http://www.petersons.com>
 - ・ World-Wide Graduate School Directory → URL: <http://www.gradschools.com/>
 - ・ 日米教育委員会 → URL: <http://www.fulbright.jp/index.html>
 - ・ British Council → URL: <http://www.educationuk.org/>

4. 待遇等

(1) 身分

研修期間中の身分は、「独立行政法人国際協力機構 開発協力人材育成事業 研修員」となります(当機構職員等として雇用されるわけではありません)。現在の所属先での身分処遇については、各々の所属先でご確認下さい。

(2) 経費貸与内容

本事業の受講最終決定審査の合格者に対し、以下を当機構の基準に基づいて貸与(※)します。

※研修経費は「貸与」としますが、一定の条件(研修終了日の翌日から起算して5年以内に、通算して3年以上の期間、JICAが認める方法によりJICA事業に参画すること等)を満たした場合、研修経費の返還義務は免除されます。詳細については下記「10. 研修の中止及び研修経費の返還について」をご参照ください。

① 滞在費月額¹

研修を実施する国・地域により異なります。詳細は別表を参照ください。

148,000 円(指定都市)

118,000 円(甲地区)

104,000 円(乙地区)

89,000 円(丙地区)

② 授業費(実費額にて精算)

授業費は、正規の課程を受講するために研修機関から必ず請求される履修登録料を含む授業料(教材費等の諸経費は含まない。)の実費額とします。ただし、研修開始日から1年間あたりの貸与額は250万円を限度とします。また、授業費の申請にあたっては、研修機関からの請求書及び領収書又はこれに準ずる証憑書類をもって貸与します。(例:博士課程のプログラムに3年間修学することが認められた場合、最大で750万円(250万円×3ヵ年)が貸与されます。)

③ 域外研修費(「8. 履行事項 (1) 研修期間中」の「※域外研修」参照)

域外研修費は、研修開始日から1年間あたり最大25万円を限度に機構の定める基準により貸与し、研修員が域外研修実施に係る旅行に要する実費とします。

5. 応募資格・条件

以下全てを満たす方とします。

- (1) 現在、国際協力事業に関連する業務に従事している、又は研修終了後は将来にわたり当機構専門家等の国際協力事業に従事する強い意志を有し、かつ可能であること。
- (2) 希望する研修の到達目標、目的、内容などが明確であり、本事業制度の趣旨に合致していること。
- (3) 当機構が実施する国際協力事業におけるニーズが高く、かつ活用が見込まれる専門分野の研修内容であること。
- (4) 学校教育法第2条に基づき設置されたわが国の大学等を卒業し、「学士(今次修学により修士号取得の場合)」または「修士(今次修学により博士号取得の場合)」の学位を取得した者もしくは取得見込みの者、及び海外の高等教育機関において我が国の「学士」または「修

¹ なお研修最終月等、滞在費貸与対象期間に1か月未満の月が生じた場合には、滞在費月額の額を当該月の総日数で除して日額を算出し、滞在費貸与対象期間の日数を乗じて滞在費月額を算出します。

士」相当の学位を取得した者もしくは取得見込みの者で、海外の大学院(修士課程・博士課程)での進学を希望する者、もしくは在学中の者。

- (5) 研修参加が可能且つ研修終了後に当機構専門家等の国際協力業務の遂行に必要な水準の語学力を有すること。(外国語についての主な基準は、「6. 応募方法」を参照ください。)
- (6) 博士号を取得していないこと。
- (7) 海外での研修実施に健康面での支障が無いこと。
- (8) 応募する研修機関(プログラム)に合格する資格及び能力を有すること。
- (9) 原則、2023年4月1日から2025年3月31日までに上記「3. 対象となる海外の教育・研究機関(研修機関)」に記載された大学院に入学して博士課程又は修士課程の研修を開始することが可能であること。
(※既に修士・博士課程の籍にある方も、本事業へ応募することは可能です。)
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。応募後、研修開始前又は研修中に次のいずれかに該当することとなった場合は、研修を中止する。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団員その他の反社会的勢力(独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条第1号にて定義を規定)に属する者及びこれらと関係を持つ者
- (11) 原則、2023年3月31日時点で満40歳未満の者。

なお、他の奨学金プログラムから留学費用の一部を受給することも妨げませんが、その場合は、研修員が受給する経費が必要経費以上にならないよう、本事業の貸与額を調整いたします。そのため他の奨学金を受け取っている、又は受け取る予定がある場合は、その受給内容を当機構に対して、必ず書面にて報告してください。なお、本事業は学位取得後に当機構事業に参画頂くことを趣旨としていますので、その趣旨と相容れない他の奨学金を受給することはできませんので、ご注意ください。

また、JICA 青年海外協力隊事務局が実施する「帰国隊員奨学金事業」との併願は認めますが、重複は認めません。双方の第1次(書類)選考を通過した時点で、どちらかの選考をご辞退いただくこととなりますのでご承知おきください。

【所属先を有する方へ】

所属先を有する場合、研修終了後に当機構事業へ参画することについて所属先の了解を得られることを応募の条件とします。

なお、所属先での社会保険関係費を当機構が貸与することはありません。

6. 応募方法

JICA が運営する国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」(以下、PARTNER)から応募してください。応募にあたっては、「PARTNER」の国際協力人材登録が必要です(簡易登録での応募は出来ません。)。なお、国際協力人材登録申請後、登録申請が受理されるまでに3営業日かかりますので、締め切り直前の登録は避け、できるだけ余裕を持って登録

してください。

(<http://partner.jica.go.jp/RegistrantUserTermsOfService?id=button>)

募集期間中に必要書類を PARTNER のマイページ上で提出していただきます。PARTNER にログインした状態で求人情報のページを開き、最上部もしくは最下部の「この案件に応募する」ボタンから応募画面で、以下の必要書類を添付してください。マイページを使用しての応募方法の詳細は公募案件 FAQ 集([しごと@JICA | PARTNER | 国際キャリア総合情報サイト](#) (force.com))をご確認ください。

※マイページの応募機能で添付できるファイルのサイズは 1 ファイル 5MB、総容量 10MB までとなっておりますのでご留意願います。

(1) 提出書類

下記①、③、⑤は、全て所定様式を用いてください。所定様式は、下記の当機構ホームページからダウンロードすることができます。また、①の様式の注意書き(緑字)は削除したうえで提出願います。

<https://www.jica.go.jp/recruit/development/index.html>

「自己申告書」を中心とする各書類の記載内容は、本事業参加の妥当性を審査する重要な基本情報です。このため、応募に際しては研修課題を熟考の上で記載願います。なお、本事業の選考に合格しても、それらに記載されている内容と異なる研修を実施することは原則認められません(万が一虚偽の記載であることが発覚した場合、様式 4 別紙「注意事項」で記しているとおり、事業の利用機会を喪失します。。「研修テーマ」は、研修内容を 10-30 字程度に要約した内容(名詞形)を表記願います。

①「開発協力人材育成事業選考試験受験申込書」(2 頁あります。)

イ) 希望する研修機関(大学名、修士・博士プログラム名など)を記載願います(第3希望まで)。希望研修機関(修士・博士課程)は、選考における審査の重要なポイントの一つになります。このため、書類提出後の追加、変更等は原則できません。

ロ) 第 2 希望以下の希望研修機関の記載は、必須ではありません。

ハ) 希望研修機関の Admissions が発行する正式の入学許可書(合格通知書)を既に有している場合(在籍者については在籍証明)は、その写しを添付願います。

* 様式 1-1、1-2 の計 2 つを用いてご提出ください。

②「履歴書」(専門家履歴書をご提出ください。)

イ) 海外在住の方は、留守宅の欄に必ず日本国内の住所、連絡先を記入してください。

ロ) 退職を予定されている方は、履歴書に退職予定日を記載願います。

ハ) 「PARTNER」の応募ページにて、国際協力人材登録後、画面下部「履歴書作成はこちら」(ログイン後表示されます)よりご作成いただけます。「専門家履歴書作成」をご選択ください。

二) 本機能で作成した専門家履歴書以外の履歴書で応募いただいた場合、失格となりますのでご注意ください。PDF ファイルのタイトルについては次の例にならって履歴書、

応募者氏名、応募書類提出日の順に記載ください(例:履歴書(国際太郎) 20220901.pdf)。履歴書作成にあたり、直近(2010 年以降)の職歴については、長期にわたる空白期間がないよう記載ください。3 か月以上の空白期間がある場合、説明(例:自己研鑽、育児介護など)を付すようお願いいたします。不明な期間に関して、直接お問い合わせをすることもあります。

なお、入力手順に不明点がある場合は、PARTNER を運営している PARTNER 事務局 (jica hrp@jica.go.jp) までお問い合わせ下さい。

記入例は、[こちら](#)をご確認ください。

<写真のアップロード方法>

マイページ内メニュー「登録内容の更新」に履歴書への写真登録機能がございます。こちらへ写真をアップロードのうえ、専門家履歴書を作成ください。

※写真をアップロードする前に、下記の規定内に画像をご調整いただく必要がございます。編集ソフトを使用するなど、予めご準備ください。

- ・データ形式:JPG、GIF、PNG ファイル。
- ・データサイズ:5MB 以内。縦 600px(ピクセル) × 横 450px(ピクセル)(固定)。

※写真は 3 ヶ月以内の撮影で、前向き、上半身、脱帽のものとしてください(デジタルカメラ等で撮影したものでも可)。

写真のアップロードが難しい場合には[写真貼付台紙](#)をダウンロードしてご活用ください。※写真貼付台紙を作成する場合、ファイル名は次の例にならって、応募者氏名、提出日の順に記載ください(例:国際太郎(20220901).doc)。サイズオーバーにご注意願います(ファイルの推奨サイズ 200KB 程度)

③「自己申告書」

イ) 様式 2 に従い、当該分野の専門家及び専門家以外の方が理解できるよう具体的かつ論理的に記述願います。

ロ) 冒頭に氏名、募集分野、研修テーマを明記願います。

* 様式 2 を用いてご提出ください。

④「語学力証明書」

応募締切日から過去 5 年以内に受験した下記の語学力証明書、または、スコアシートの写しをご提出ください。

【求められる提出書類およびスコアの目安】

イ) 研修(修士・博士課程)で使用される言語が、英語の場合:

英語能力について、

TOEFL(iBT) 100点以上、TOEFL(CBT) 250点以上

TOEFL(PBT) 600点以上、IELTS7.0点以上

TOEIC860点以上、英検1級以上、国連英検A級以上

GTEC(4技能 680点、2技能 345点)以上、CASEC(自宅受験型) 785点以上

ロ) 研修(修士・博士課程)で使用される言語が、仏語の場合:
仏検1級、DALF C1以上、TEF699点以上、TCF500点以上

ハ) 研修(修士・博士課程)で使用される言語が、西語の場合:
西検1級、DELE C1以上、SIELE C1

ニ) 研修(修士・博士課程)で使用される言語が、英、仏、西語以外の場合:
当該言語の語学能力証明書を提出願います。

上記に従って提出されるスコアの言語以外に得意とする言語(外国語)の能力を示すスコア/証明書を有する方は、その語学能力を示す書類の写しも合わせて提出願います。

⑤「確認書」(自営の方や所属先のない方は提出不要)

必要事項を記入の上、所属法人代表者名で署名・捺印して提出願います。

(本事業終了後、本人が国際協力事業に関係する業務に従事することに所属先として協力する旨、当該所属先による文書で確認するための書類です。本事業参加にあわせて所属先を退職予定の方は確認書を提出頂く必要はありませんが、その場合は履歴書に退職予定日を記載願います。)

* 様式3を用いてご提出ください。

(2) 応募締切日

2022年9月30日(金)(日本時間必着) <応募はPARTNERのみで受け付けます>

(3) 問合せ先

独立行政法人国際協力機構(JICA) 人事部
開発協力人材室 開発協力人材育成事業係
〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 6F
E-mail: jica_hrdc@jica.go.jp

(4) その他

(1) PARTNERでの提出のみ受け付けます。他の方法での提出は受け付けませんのでご注意ください。

(2) 応募書類一式は応募締切日必着とし、締切日を過ぎて到着したものは受け付けません。
また、不足・不備のある応募書類、資格要件を満たさない内容の書類などは、選考の対象外となります。(選考の対象外とならないためにも、書類内容を十分確認の上、日数に余裕をもって書類を提出されることをお勧めします。)

(3) 応募書類は、一切返却いたしませんのでご了承ください。

(4) 応募時に提供いただいた個人情報は、原則として下記の目的のために利用します。

- イ) 開発協力人材育成事業の選考、研修中、フォローアップ調査に関わる諸手続き
- ロ) 事業実績のとりまとめ等、統計データの作成
- ハ) 当機構事業の求人情報提供

7. 選考の流れ

応募締切日	2022年9月30日(金)
書類選考結果通知	2022年10月31日(月)(予定)
面接選考(※1)	2022年11月9日(水)～12月6日(火) のいずれか(当機構が指定します)
面接選考結果通知	2022年12月9日(金)(予定)
オリエンテーション	2023年1月中旬(予定)
受講最終決定審査(※2)	2023年2月～4月(予定)

※1 面接選考

研修テーマ/進路計画については、当機構の事業との関連性に鑑みつつ、面接時に当機構から助言等することがあります。

※2 受講最終決定審査

面接選考合格者を対象に、オリエンテーション時に配布する以下の所定の書類一式などに基づいて、本事業受講の是非、研修期間/機関などが最終的に審査されます。これら審査のポイントなどについては、面接選考合格者を対象に実施するオリエンテーションにて説明します。

- ① 最終調整を了した研修受講申請書(所定様式あり)
- ② 最終的に決定した研修機関発行の公式文書(入学許可書など)
- ③ 具体的な研修計画(所定様式あり)
- ④ 様式 4「誓約書」
- ⑤ 様式 5「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航にかかる誓約書」

【ご注意ください】

- (1) 選考結果等についての個別のお問合せには、一切お答えできません。
- (2) 面接選考及びオリエンテーションはオンラインツール(Microsoft Teams)で実施します。
- (3) 選考・審査の結果は、履歴書に記載されているメールアドレス宛にお送りします。
- (4) 面接選考での合格をもって研修員として正式合格となるのではなく、上記「受講最終決定審査」に合格しなければ、本事業への参加は正式に決定されませんのでご留意願います。
- (5) 本事業の「受講最終決定審査」に合格しても、下記の場合は、本事業による研修参加の承認が取り消され、本事業に参加することはできません。
 - ① 提出書類(応募書類を含む。)に虚偽の記載があった場合
 - ② 誓約書に違反する行為があったとき
 - ③ 定められた期日以内に JICA が承認する大学院の正規の博士もしくは修士取得課程に入学して速やかに研修を開始できなかった場合

8. 履行事項

(1) 研修期間中

研修期間中は、3ヶ月毎に研修状況報告書(所定様式)を当機構に提出して頂きます。な

お、研修計画書の内容に止むを得ず変更が生じた場合は、同書類の変更申請書を提出してください。域外研修(※)等の実施については、別途、所定様式による申請書・計画書を提出し、当機構の承認を受ける必要があります。

※ 域外研修

研修期間中、研修実施国以外の国(ただし、日本を除く。)において実施する研修を当機構が承認することがあります。承認された域外研修計画については、当機構が経費の一部を貸与します。ただし、安全管理上、当機構が渡航を制限している国や地域での研修は認められません。詳細は上述の「3. 対象となる海外の教育・研究機関等(研修機関)(3)」をご参照ください。

(2) 研修終了後

研修終了後、2ヶ月以内に「研修総合報告書(日本語)」、「修士・博士論文(写)」、「修士・博士論文の要旨(日本語)」、「修士号・博士号取得証明書(取得証明書又は修卒業証明書(写))」、「成績証明書」等の研修実績がわかる証明書等を提出して頂きます。

また、研修の成果を当機構関係者等の間で共有するための報告会を実施する場合がありますので、当機構から求めがあった場合には必ず出席願います。なお、「研修総合報告書」、「研修課題に関する論文、修士・博士論文要旨」は、当機構の業務上の参考資料として当機構内で共有するほか、本人の事前の了承を得て当機構のホームページ上などで公開する場合があります。

(3) 研修終了後における成果の国際協力事業への還元

本事業は、将来にわたり開発協力業務に従事する意志を有する個人に対し、海外の教育機関等における学位取得機会を提供することで、開発ニーズが高い分野において、当機構が実施する事業の中核を担う高度専門人材の育成を行うことを目的としています。

そのため、当機構が運営する PARTNER に記載される公募案件の中から、ご自身の専門性と要請内容が適合する案件をご自身で検討した上で、積極的にご応募ください(本事業での研修結果が良好な場合、これを考慮しますが、本事業への参加は、当機構本部等での雇用又はそのほかの契約を行うことや、当機構専門家として派遣することを、約束するものではありません。)。なお研修期間中に、研修終了後のキャリアについて当機構関係者が相談を受けるキャリアコンサルテーションの機会を提供する予定です。

また、研修終了後、国際協力分野での活躍状況を把握するため、定期的に当機構がフォローアップの一環でアンケート調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

【ご注意ください】

- (1) 当機構が承認した研修期間の延長は、原則として認められません。
- (2) 2025年3月31日までに入学し、研修を開始できない場合は、本事業の面接選考に合格していても、参加資格を取り消します。

9. JICAによるコンサルテーション

既述のとおり開発協力人材育成事業は当機構事業の中核を担う高度専門人材の育成を目的として実施するものです。その観点から、本事業では、研修課題に関連する当機構内の部署からのコンサルテーションを研修中に行います。コンサルテーションを活用することで、より開発援助の現場での実務との関連が期待できます。

10. 研修の中止及び研修経費の返還について(重要)

(1) 研修の中止

以下の場合、機構は研修を中止することができるものとします。

- 1) 傷病等のため研修を継続することが困難と認められる場合
- 2) 成績不良その他の事由により、研修目的の達成が困難と認められる場合
- 3) 誓約書への違反等により、研修の受講を続けさせることが適当でないと認められる場合
- 4) その他機構がやむを得ないと認める事由がある場合

(2) 研修経費の返還義務の免除

研修終了日の翌日から起算して5年以内に、通算して36月以上の期間、当機構の事業に参画した場合、研修経費の返還義務は免除されます。なお、ここでいう「当機構の事業への参画」は、当機構と雇用契約等を締結して当機構の業務に従事すること、又は開発コンサルタント等として機構の事業の業務従事者となることを指し、その他機構が認める方法をいいます。参画月数には、休職(業務上の理由によるものを除く。)、停職及び育児休業等の私的理由による休業期間を含みません。

(3) 研修経費の返還

以下いずれかに該当する場合は、研修に係る経費の一部若しくは全額を一括で返還していただきます。ただし、特別なやむを得ない事情があると機構が認めた場合には、条件の一部を猶予する場合があります、都度個別に判断しますので、当機構にご相談ください。

- 1) 上記(1)により研修を中止した場合(ただし、やむを得ないと JICA が認めた場合を除く。)
- 2) 研修期間内に学位を取得できなかった場合(ただし、個別の事情に応じ、一定期間の猶予を設ける場合がある。)
- 3) 研修終了日の翌日から起算して5年以内に、通算して36月以上の期間、当機構が認める方法により当機構の事業に参画しなかった場合。(ただし、個別の事情に応じ、一定期間の猶予を設ける場合がある。)
- 4) その他正当な理由なく誓約事項や注意事項に違反した場合

【返還額について】

(1) 全額返還

- ・研修期間に学位を取得できなかった場合(ただし、個別の事情に応じ、一定期間の猶予を設ける場合がある。)
- ・その他正当な理由なく誓約事項や注意事項に違反した場合

(2) 一部返還

- ・研修終了日の翌日から起算して5年以内に当機構の事業に参画したものの、参画期間が通算して3年に満たない場合: 当機構が貸与した総額に相当する金額に、36月から5年以内に当機構事業に従事した期間の月数を控除した月数を36月で除して得た率を乗じた金額を返還頂きます。

(例: 博士課程に進学した場合)

滞在費 5,328,000円(指定都市の月当たり額×3年間)

授業費	7,500,000円(授業費最大貸与額×3年間)
域外研修費	750,000円(域外研修費最大貸与額×3年間)
5年以内の当機構事業参画年数 2年の場合	
総額貸与額 13,578,000円 合計月数24ヶ月のため、	
13,578,000(36-24/36)=4,526,000(小数点以下が生じた場合は切り捨て)	
返還必要額 4,526,000円	

11. 開発協力人材育成事業に関する FAQ

Q1. 他の奨学金制度と比べて、JICA の本事業の特徴は何でしょうか。

本事業は、当機構が実施する事業の中核を担う高度専門人材の育成を目的としており、研修終了後は当機構事業への参加、還元が求められます。そのため一般的な「奨学金」とは異なる一面を有する人材育成事業と考えられます。

なお、JICA 青年海外協力隊事務局が実施している「JICA 海外協力隊 帰国隊員奨学金事業」は、JICA 海外協力隊から帰国後も引き続き世界の平和と安定のための活動に従事することを目的に、自身の経験・知識を生かし国内外で社会還元を行うことを求められます。同事業との併願は認めますが、事業の性質が異なることから、双方の第1次(書類)選考を通過した時点で、どちらかの選考をご辞退いただくことになります。

Q2. どうしても一部の書類を応募締切日までに用意することができません。その書類について、あるいは、応募書類一式について提出締切日を若干猶予してもらえますか。

当機構が行う書類選考手続きの一連の流れ、加えて応募者全体の公平性の観点から、締め切りを延ばすことはできません。指定された締切日までに提出があり、かつ不備のない書類のみを選考の対象と致します。

Q3. 開発協力人材育成事業に応募する以前の時点で、すでに希望研修機関とのやり取り/手続きを進めておりますが、何か支障がありますか。

支障ありません。ただし、本事業の選考にかかる日程の都合により、受講最終決定審査を経て最終合格者の研修開始時期は、原則、2023年4月～2025年3月になることなどを予めご了承下さい。

なお、限られた期間内で研修効果を最大限にあげるには、ご自分の研修課題に最適な研修機関を選択することが、極めて重要なポイントです。加えて、同課題に関する事前準備(データ収集整理、学習など)を前向きに進めること、必要に応じて「研修テーマ」や「研究計画」の骨子などを十分検討する作業も非常に大切です。

また、様々な関連文献や専門家の意見などを参考に研修機関、プログラム、講師陣等についても十分に調査願います。

さらに研修先候補とした大学に対する応募書類手続きも必要です。これらの作業をできる限り早い時期に、前向きに進められることを強くお勧めします。

Q4. 私の専門分野は、募集分野に指定されていませんが、応募できますか。

明らかに募集分野に該当しない研修テーマは募集対象外となります。応募にあたっては、自身の研修テーマと募集分野の関連性を明確にするようにしてください。

なお、最終的な合否判定は、専門性のみならず人物や実務経験など総合的な視点で行ないます。

Q5. 研修を終了して帰国した後は、当機構専門家として必ず派遣されるのですか。

研修期間終了後は当機構本部等で一定期間勤務して頂くことを想定していますが、当機構本部等での雇用又はそのほかの契約を行うことや、当機構専門家として派遣することを約束するものではありません。そのため、JICA 本部等での勤務もしくは専門家として派遣されることを希望する場合は、当機構が運営する PARTNER に記載される公募案件の中から、ご自身の専門性と要請内容が適合する案件をご自身で検討した上で、積極的にご応募ください。

Q6. 大学院入学前に英語集中コースを現地などで受講することはできますか。

受講することは可能です。ただし、受講費は本事業の貸与対象外です。

なお、語学以外、たとえばその課程の内容に関連する経済学の基礎講座などを予備課程として実施される場合も同様です。ただしプログラムの中で参加が義務づけられており、履修中のプログラムの取得単位の一部とカウントされる等、当該研修が受講中の本来の研修課程の一環として必須のものと位置付けられており、かつ研修課題に直接関連している場合は経費貸与対象となります。

Q7. 応募書類に記載した希望研修機関を後日、変更/追加することはできるでしょうか。

本事業にかかる選考は、提出された書類に記載されている希望研修機関が適切であるか否かを含めて審査されるため、応募書類に記載された希望研修機関は、原則、変更できません。

Q8. 私は面接選考の予定日に所用があり、どうしても出席することができません。別途日を設けて面接選考をしてもらえますか？

「7. 選考の流れ」に記載された面接選考期間内での調整は可能ですが、それ以外の日程での選考は不可となります。

Q9. 既に留学していますが、途中から開発協力人材育成事業に応募することはできますか。

可能です。

Q10. 努力したにも関わらず、例えば単位が足りないなどの理由をもって、学位が取得できない場合、経費は継続貸与されるのでしょうか経費の返還が発生してしまうのでしょうか。

JICA が正式に承認した後の研修期間の延長は、原則として認められませんが、研修期間終了日までに研修終了できないやむを得ない事情があると JICA が認めた場合、研修機関の在籍期間及び自費により滞在期間を延長して修学を継続することを認めます。ただし自費にお

ける延長の期間は 3 年を上限とします。理由の如何を問わず、当該延長に起因して生じる一切の費用は研修員の自己負担とし、JICA からは貸与しません。そのまま学位が取得できなかった場合には、貸与した全額の返還を求めます。

Q11. 自費で研修期間を延長した場合、研修経費の返還の考え方はどのようなのでしょうか。

「10. 研修の中止及び研修経費の返還について(重要)(3)研修経費の返還」に記載の、「研修終了日の翌日から起算して 5 年以内に、通算して 36 月以上の期間、当機構が認める方法により当機構の事業に参画しなかった場合」については、「研修終了日(自費にて修学を延長した場合は延長期間終了日)の翌日から起算して 5 年以内に、通算 36 月以上の期間、当機構が認める方法により当機構の事業に参画しなかった場合」に読み替えることとします。

Q12. 研修期間中、病気や事故、また海外安全情報又は感染症危険情報のレベルの引き上げといった安全上の理由等で研修の継続が困難になった場合、研修にかかった経費の返還が生じるのでしょうか。

傷病等、真にやむを得ない理由により研修を休止する場合、その休止期間に係る経費は貸与されません。また、結果として修学を中止せざるを得なくなった場合には奨学金の返還を求めます(JICA がやむを得ないと認めた場合を除く)。

Q13. 域外研修に係る費用(交通費、日当宿泊費)が既に授業料に含まれている場合でも域外研修に係る経費が JICA から貸与されますか。

二重支給になるため、当機構からは貸与されません。

Q14. 学位取得証明書や成績証明書の発給が帰国後になることが想定されますが、提出が遅れても問題ないでしょうか。

あらかじめ発給予定時期を JICA に連絡し、発給が可能になり次第、入手の上、当機構に送付するよう手配願います。

以 上

別表 留学先地域による滞在費月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市奨学金 額:148,000 円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン	乙地方奨学金 額:104,000 円	指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)
甲地方奨学金 額: 118,000 円	・次の地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域 (1) 北米地域 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。) (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス	丙地方奨学金 額:89,000 円	・次の地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域をいう。 (1) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前項第3号に定める地域を除く。)、インドネシア、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ (2) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ (3) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。) (4) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ

	並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。) (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ		
--	---	--	--